文京区入札参加心得書（電子入札用）

（目的）

第１条　この心得は、工事又は製造の請負、設計、測量及び地質調査の委託（以下「工事等」という。）、物品の買入れその他の契約の締結について、文京区（以下「区」という。）が東京電子自治体共同運営電子調達サービスの電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）を用いて行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者が守らなければならない事項を定め、公正な入札を実現することを目的とする。

（資格確認及び指名の取消し）

第２条　一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の４第１項（政令第 167 条の 11 第１項において準用する場合を含む。）に規定する者となった場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

２　前項に該当した者に対して行った一般競争入札の参加資格の確認及び指名競争入札の参加者の指名は、特別の理由がある場合を除くほか、これを取り消す。

第３条　一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該資格確認及び指名は、これを取り消す。

(1)　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2)　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4)　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の２第１項に規定する監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(5)　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6)　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

２　一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する者となった場合において、当該者に対して既に他の区発注の工事の入札参加資格の確認及び指名を行っていたときは、当該他の区発注の工事に係る資格確認及び指名は、これを取り消す。

(1)　重複して５件の区発注の工事（予定価格が 200 万円を超えるもの（土木工事にあっては重複して 10 件、予定価格が 1,000 万円以上のもの）で、かつ、総価契約による競争入札の案件に限る。以下同じ。）を受注した区内業者（区の区域内に有する本店又は支店、営業所等について競争入札参加資格（以下「参加資格」という。）の登録を受けている事業者をいう。以下同じ。）

(2)　重複して２件の区発注の工事を受注した区外業者（区の区域外に有する本店又は支店、営業所等について参加資格の登録を受けている事業者をいう。以下同じ。）

第４条　一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格確認及び指名は、これを取り消す。

(1)　文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第４条第１項の規定により入札参加除外措置を受けたとき。

(2)　文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 347 号）第３条に規定する別表に掲げる取扱要件に該当することとなったとき。

(3)　文京区契約事務規則（昭和 39 年４月文京区規則第 11 号）第５条に規定する参加資格を欠くこととなったとき。

第５条　一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者について、経営、資産又は信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認及び指名を取り消すことがある。

（入札保証金）

第６条　競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、その見積もる契約金額（単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の３以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を納付しないことができる。

(1)　保険会社との間に区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2)　一般競争入札に参加する資格を確認された結果の通知（以下「確認通知」という。）又は指名競争入札参加者の指名の通知（以下「指名通知」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を必要としないものとされたとき。

２　入札保証金の納付等の手続については、その都度指示する。

（入札保証金の納付に代わる担保）

第７条　前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供によりこれに代えることができるものとし、この場合における当該担保の価値は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　国債及び地方債　その債権金額

(2)　政府保証のある債権　額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の８割に相当する金額

(3)　銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手　小切手金額

(4)　銀行が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形　手形金額（その手形の満期の日が、当該手形を提供した日の１月後であるときは、提供した日の翌日から満期までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）

(5)　銀行に対する定期預金債権　当該債権証書に記載された債権金額

(6)　銀行の支払保証書　その保証する金額

（入札保証保険証券の提出）

第８条　入札参加者は、区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したことにより入札保証金の全部又は一部を納付しないこととするときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

（入札保証金の納付方法等）

第９条　入札保証金は、確認通知又は指名通知において指示された場所、期限及び手続に従い納付しなければならない。

２　前項の規定は、入札保証金の納付に代わる担保又は入札保証保険証券を提出する場合について、これを準用する。

（入札の基本的事項）

第 10 条　入札参加者は、区から指示された図面、仕様書、契約書案その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

２　図面、仕様書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

３　第１項の規定による入札は、総価により行わなければならない。ただし、確認通知又は指名通知においてあらかじめ単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

（入札の辞退）

第 11 条　指名を受けた者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

２　指名を受けた者が入札を辞退するときは、入札締切日時までに電子入札サービスを用いて辞退届を提出しなければならない。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第 12 条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）

等に抵触する行為を行ってはならない。
2　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4　入札参加者は、入札前に他の入札参加者を探る行為をしてはならない。

（入札）

第13条　入札参加者は、電子入札サービスの入札書に必要な事項を入力し、記名若しくは押印に相当する電磁的記録による認証を付し、あらかじめ確認通知又は指名通知において示した入札締切日時までに入札書を提出しなければならない。
2　電子入札サービスにより入札することを示した場合は、紙にて提出することができない。
3　第1項に規定する入札は、代理人をして行わせることができる。
4　入札参加者は、区が積算内訳書の提出を求めた場合は、積算内訳書を提出しなければならない。

（入札の取りやめ等）

第14条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（入札書の書換え等の禁止）

第15条　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（開札）

第16条　開札は、あらかじめ指定した日時及び場所にて行う。
2　開札に当たっては、当該入札事務に関係のない区職員を立ち会わせる。

（入札の無効）

第17条　次の各号のいずれかに該当する入札及び明らかに連合によると認められる入札は、これを無効とする。
(1)　入札に参加する資格がない者のした入札
(2)　所定の日時までに所定の入札保証金を納付せず、又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札
(3)　電子入札サービスの入札書が入札締切日時までに、電子入札サービスのサーバーに到達しない入札
(4)　入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録の記録がないものである入札
(5)　電子入札サービスの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
(6)　電子入札サービスにおいて、必要項目を入力せず、又は不要項目を入力した事項を含む入札
(7)　同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者のした入札
(8)　他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
(9)　入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したものである入札
(10)　入札書にくじ番号の入力のないもの若しくは訂正したもの又は数字が不明なものである入札
(11)　金額欄に0円と記載されたもの
(12)　同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
(13)　電子入札サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札
(14)　仕様書、設計図書等を受領しないまま提出されたもの
(15)　錯誤による入札であると契約担当者が認めた入札
(16)　再度の入札において、前回の最低の価格以上の価格を記載した入札
(17)　工事の入札の開札予定日時において、既に別の区発注の工事を重複して5件受注していた区内業者がした入札（再度入札の場合も同様とする。）

(18)　工事の入札の開札予定日時において、既に別の区発注の工事を重複して２件受注していた区外業者がした入札（再度入札の場合も同様とする。）

(19)　前各号のほか、入札条件に違反したものである入札

（落札者）

第 18 条　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、工事又は製造の請負の場合においては、次条から第 21 条までの定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とすることがある。

（低入札価格調査制度）

第 19 条　工事又は製造の請負の競争入札の場合において、調査基準価格未満の価格による入札をした者があるときは、文京区低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）に付議する。

２　委員会は、付議された案件について、速やかに所定の事項を調査し、審査し、落札者の決定等の所要の措置を執る。

（最低制限価格制度）

第 20 条　工事又は製造の請負の競争入札の場合において、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をしたものを落札者とする。

（再度入札）

第 21 条　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札通知書に示された日時までに再度の入札を行う。

２　前項に規定する再度入札の回数は、原則として、１回までとする。

３　再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第 17 条の規定により無効とされなかったもの及び最低制限価格を設けた場合の最低制限価格以上の価格で入札をしたものに限る。

４　前項の規定により再度入札に参加する者は、その前回の最低入札額未満の価格で入札をしなければならない。

（再度入札の入札保証金）

第 22 条　前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における納付があったものとみなす。

（くじによる落札者の決定）

第 23 条　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、当該入札者があらかじめ入札書に記入したくじ番号により電子入札サービスにおいてくじ引きを行い、落札者を決定する。

（入札結果の通知）

第 24 条　開札した場合において、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合は、その名称)及び落札金額を、落札者がないときはその旨を、電子入札サービスにより入札者に知らせる。この場合において、落札者となった者には、電子入札サービスで落札者となった旨を知らせる。

（契約書の作成等）

第 25 条　落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して５日以内に、契約書（文京区契約事務規則第４４条に規定する事項を記載し、文京区標準契約約款を用いたものに限る。）を作成し、記名押印の上、提出しなければならない。

２　前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

３　区長は、第１項に規定する契約書の提出があったときは、当該契約書に記名押印し、その１部を落札者に返付する。

（電磁的記録による契約書の作成等）

第 25 条の２　契約を電子契約にて締結する場合は、落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から遅滞なく、電磁的記録により契約書を作成し、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を付与し

なければならない。
2　前項の規定により遅滞なく電子署名を付与しないときは、落札はその効力を失うことがある。
3　区長は、第1項の規定により電子署名が付与されたときは、当該電磁的記録により作成された契約書に電子署名を付与する。

（契約の確定）

第26条　契約は、区長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。
2　前項の規定にかかわらず、契約書を電磁的記録により作成する場合において、契約は、区長が落札者とともに電子署名の措置を行った日にかかわらず、当該契約書の契約確定年月日の欄に記載する日に確定したものとみなす。

（入札保証金の返還）

第27条　入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供される担保を含む。以下本条において同じ。）は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後、これを返還する。
2　前項の規定にかかわらず、落札者に対して契約保証金の全部の納付又は提供を免除した場合においては、契約の確定後に入札保証金を返還する。
3　落札者以外の者が入札保証金の返還を受ける場合においては、入札保証金領収書を金銭出納員に提出するものとする。ただし、有価証券以外の担保の提供により入札保証金の納付に代えた場合は、この限りでない。

（入札保証金に対する利息）

第28条　入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

（入札保証金の没収）

第29条　入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、区に帰属する。

（契約保証金）

第30条　落札者は、契約金額（単価による契約においては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の契約保証金を、契約書の提出前に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を必要としない。
(1)　落札者が、保険会社との間に区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
(2)　工事の請負契約で、落札者から委託を受けた保険会社から公共工事履行保証証券による保証があったとき。
(3)　物品の売払契約で、売払代金が即納されるとき。
(4)　前3号のほか、確認通知又は指名通知において、契約保証金の全部又は一部の納付を必要としないものとされたとき。

（契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用）

第31条　第7条及び第28条の規定は、契約保証金について準用する。

（履行保証保険証券の提出）

第32条　落札者は、第30条第1号又は第2号により契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、それぞれ同号に規定する当該履行保証保険契約に係る保険証券又は公共工事履行保証証券を提出しなければならない。

（契約保証金の納付方法）

第33条　契約保証金は、区職員の明示する場所、期限及び手続に従い納付しなければならない。

（入札保証金の規定の準用）

第34条　第6条及び第28条の規定は、契約保証金について準用する。

（議会の議決を経なければならない契約）

第35条　次に掲げる契約は、あらかじめ、文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月文京区条例第12号）の定めるところにより文京区議会の議決に付し、可決された後に契約を確定させる。

(1)　工事又は製造の請負で予定価格が１億８千万円以上のもの
(2)　不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払いで予定価格が３千万円以上のもの（土地については、一件５千平方メートル以上のものに係るものに限る。）

（前金払の対象）

第 36 条　工事等の前金払は、入札条件として、当該工事が前金払対象予定工事等である旨を明示したものについて行う。

（前払金の率等）

第 37 条　前払金の率は、工事の請負については契約金額の４割以内（10 万円未満の端数は、切り捨てる。）において入札条件に示す率とし、設計等の委託については契約金額の３割以内（10 万円未満の端数は、切り捨てる。）において入札条件に示す率とする。ただし、前払金の最高限度額は、１件の契約につき工事の請負については４億円とし、設計等の委託については５千万円とする。

（前払金の制限）

第 38 条　第 36 条の規定により前払金の対象とされる契約にあっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、前払金を支払わない。ただし、区長が特に必要があると認めた場合は、前払金の全部又は一部を支払うことができる。
(1)　予定価格が 200 万円以下の契約
(2)　材料を支給する契約で、契約金額に支給材料の額を加えた額の４割以上の額の材料を支給するもの

（翌年度以降にわたる工事の特例）

第 39 条　翌年度以降にわたる工事については、前払金の全部又は一部を支払わず、翌年度開始後に支払うことができる。

（前払金の請求）

第 40 条　前払金を請求しようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第５条の規定により登録を受けた保証事業会社と当該工期を保証期間とする前払金の保証（これに関して行う同法第 13 条の２第１項の規定による支払を含む。）に関する契約を締結し、その保証証書を区に提出しなければならない。

（前払金に関するその他の規定）

第 41 条　第 36 条から前条までに定めるもののほか、前払金については、入札条件及び契約条項に定めるところによる。

（中間前金払の対象）

第 42 条　工事の中間前金払は、前金払を行った後、第 37 条に規定する限度額の範囲内において、以下の要件に該当し、区の認定を受けたときは中間前金払をすることができる。ただし、部分払を受ける場合は、中間前金払を受けることができない。
(1)　工期の２分の１を経過していること。
(2)　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
(3)　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の２分の１以上の額に相当するものであること。

（中間前払金の率等）

第 43 条　中間前払金の率は、契約金額の２割以内（10 万円未満の端数は、切り捨てる。）において入札条件に示す率とする。ただし、中間前払金の最高限度額は、１件の契約につき１億円とする。

（中間前金払についての前金払の規定の準用）

第 44 条　第 39 条から第 41 条までの規定は、中間前金払について準用する。